

建設工事の総合評価方式ガイドライン改定概要

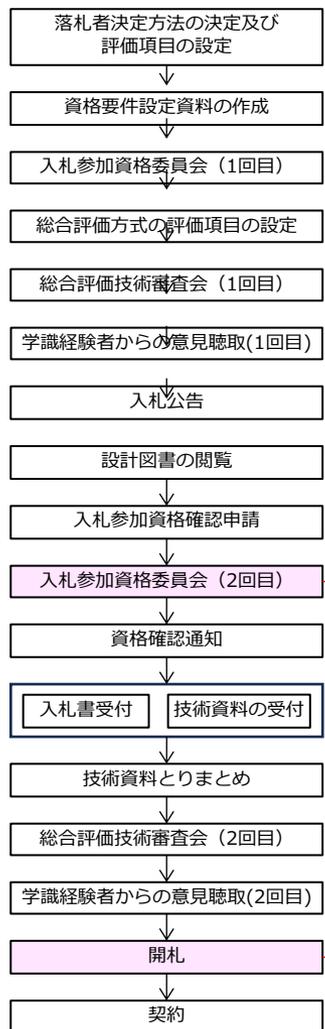
○ 一般競争入札（事後審査Ⅱ型）の導入に伴う変更

令和7年度から、一般競争入札による全ての工事において、入札・開札の後に落札候補者をのみの資格審査を行う事後審査型が導入され、**入札書・技術資料の受付や開札の時期が前倒しされるため事務フローを変更する。**（ガイドラインP. 3参照）

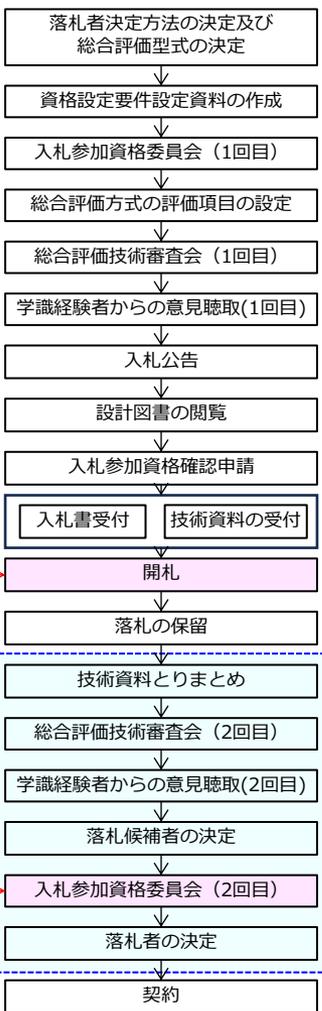
○ 自己採点方式の導入

従来は参加者全ての技術資料を確認していたが、入札手続き期間の短縮を図るため特別簡易型において入札参加者の申請点と入札価格をもとに算出した**評価値が最も高い者のみ技術資料の評価を行う自己採点方式を導入する。**（ガイドラインP. 6参照）

県土整備部における事務フロー（現行）



県土整備部における事務フロー（令和7年4月1日以降）



実施フロー

